

関西広域連合職員の営利企業等の従事制限に関する規則

平成 22 年 12 月 4 日
関西広域連合規則第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）
第 38 条に規定する営利企業等の従事制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(従事を制限される地位)

第 2 条 法第 38 条第 1 項本文の規定により、職員が、任命権者の許可を受けなければ兼ねてはならない、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体（以下「営利企業等」という。）の地位は、次に掲げるものとする。

- (1) 営利企業等の顧問、参与又は評議員
- (2) 営利企業等の発起人、清算人
- (3) その他前 2 号に準ずる地位

(許可の基準)

第 3 条 任命権者が法第 38 条第 1 項の許可をするときは、次に掲げる基準によるものとする。

- (1) 職務の遂行に支障を及ぼすおそれのない場合
- (2) 職員の職との間に特別な利害関係がなく、又は生ずるおそれのない場合
- (3) 職員の職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるおそれがない場合

(許可の取消)

第 4 条 任命権者は、前条の許可をした後において、事業の変更その他の事由により前条の基準に反すると認められる場合は、その許可を取り消すものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 2 月 14 日規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。